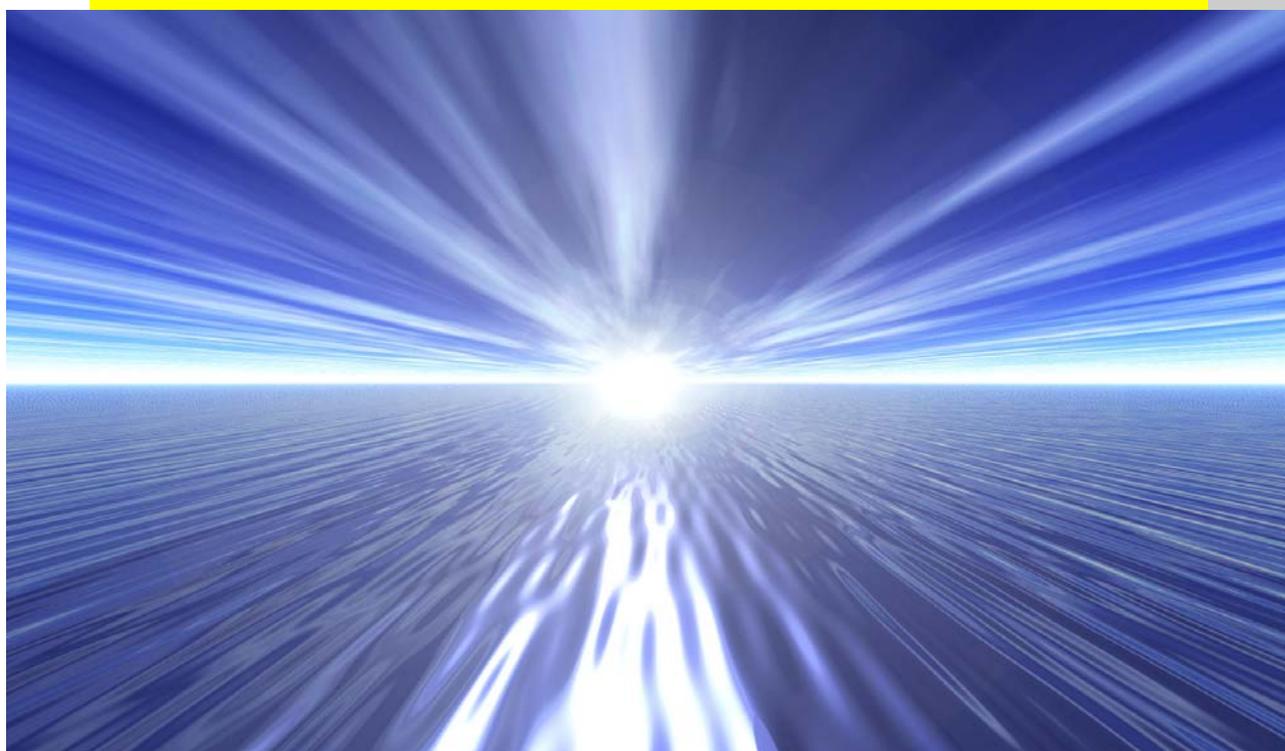

町民公益活動促進のための基本的な考え方



愛川町

目 次

《はじめに》

《基本的な考え方》

1	町民公益活動の定義	2
2	公益活動促進の意義	6
3	公益活動団体の現状	6
4	町による支援の考え方	7
5	公益活動団体と町との協働	10

《おわりに》

《参考条文（愛川町自治基本条例抜粋）》

《はじめに》

本町では、国際交流の増大、社会経済情勢の悪化、少子高齢社会の進展など時代の大きな変化に伴い、複雑化・多様化する町民ニーズに対して、行政だけでは十分に解決できない地域の課題が顕在化しています。

このような中で、町民参加型のよりよいまちづくりを実現するためには、その担い手として柔軟かつ専門的な活動ができるNPOやボランティアなど町民皆さんの自主的・自立的な公益活動に大きな期待が寄せられています。一方で、本町では、行政区や青少年育成会などによる地域における活動は活発に行われていますが、NPOやその他の団体による活動の事例は少ないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、町では、行政区などの既存の活動だけでなく、新たに公益活動を行う町民公益活動団体を育成し、その活動の活性化、充実化を図るため、平成16年9月1日から施行された愛川町自治基本条例に、町による町民公益活動団体への支援のあり方について規定しています。

条例第26条では、町民公益活動の支援として、①財政的支援、②環境の整備、③支援の手續に関する書類などの公開について規定しています。これらの規定に基づいて、町が実施すべき施策の基本的な方向性を示す「町民公益活動促進のための基本的な考え方」を策定します。

《基本的な考え方》

1 町民公益活動の定義

町民公益活動（以下「公益活動」という。）とは、条例第25条の規定により①町民等により自主的かつ自立的に行われる活動であること、②非営利の活動であること、③公共の利益に寄与する活動であることが要件として挙げられます。ただし、①宗教活動、②政治活動、③特定の候補者等を推薦・支持・反対する活動は除外するものと定義しています。

しかし、これら公益活動の定義は、抽象的な要素を有しているため、個々の活動が公益活動に該当するかどうかの判断は、社会情勢の変化とともに移り変わる可能性があります。

町では、こうした社会の変化に柔軟に対応するため、「公益活動」の概念をできる限り幅広く捉えることとします。これは、公益活動が将来の社会において重要な役割を担うものとして飛躍的に成長することが見込まれる領域であることから、多様な町民皆さんの活動を公益活動と捉え、町としてもできる限りの支援を行い、公益活動の活性化・充実化を図り、まちづくりの対等なパートナーとして位置付けることが必要と考えるためです。

なお、非営利とは、活動による対価としての利益が生じ、その活動の目的のために再投資することはできますが、会員や個人にその利益を分配することはできません。

すなわち、活動資金を得るために、収益を上げるような事業を行うことも可能であり、そこで得た利益を個人分配せず、新たな活動資金として活用することは問題ありません。

(1) 公益活動として想定される活動

(例)

- 地域の活動（行政区、青少年育成会、子供会など）
- 社会教育の推進を図る活動（読み聞かせ活動、音楽による交流活動、スポーツ・文化振興活動、伝統文化保存活動など）
- 保健・医療又は福祉の推進を図る活動（高齢者支援活動、手話交流活動、障害者支援活動、健康促進活動など）
- 子どもの健全育成を図る活動（子育て支援活動、青少年育成活動、学童保育、ボーイ・ガールスカウト、不登校・ひきこもり児童の相談活動など）
- 環境の保全を図る活動（環境美化活動、自然環境保全活動など）
- 安全安心のまちづくり活動（防犯活動、非行少年更生保護活動、日常生活トラブル救済活動、災害救援活動など）
- 国際協力・人権擁護活動（日本語指導活動、国際文化交流活動、外国籍住民相談活動、平和啓発活動、男女共同参画推進活動など）
- 情報化支援活動（パソコン支援活動など）
- その他

(2) 公益活動の担い手

個人のボランティアをはじめ、行政区、NPOさらにはサークル・団体など様々な個人や組織が公益活動の担い手となります。

すなわち、自らの意思で社会に貢献する活動を行う全ての人々が、公益活動の担い手として位置付けられます。

① NPO

NPO（エヌ・ピー・オー）とは、Nonprofit Organizationの略語であり、日本語に訳すと「民間非営利組織」となります。役員会や事務局が置かれるなど、組織としての機能が整備され、営利を目的とせず、自発的に公益的な活動を継続的に行

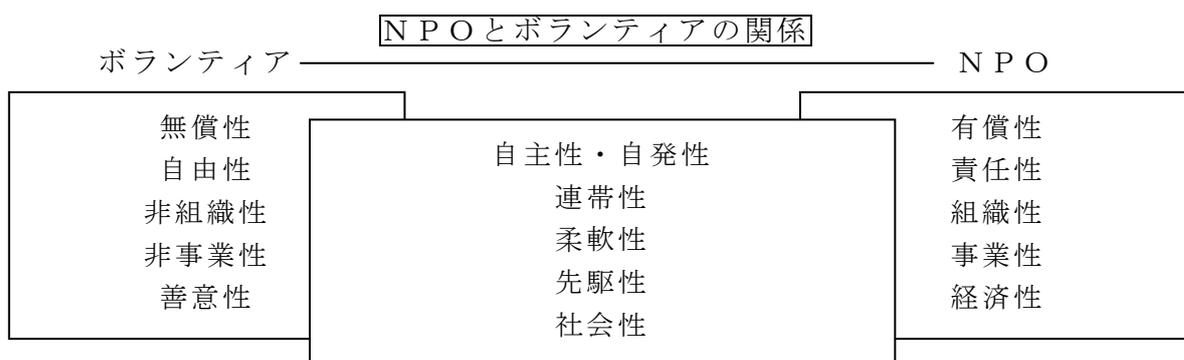
う民間組織であればNPOとして位置付けられます。

NPOの果たす役割としては、行政や企業とは異なる発想や形態で、公益性・社会性の高いサービスを提供することです。行政が、公平性を基本原理として、誰でも同一水準のサービスを基本としていることから、安定的なサービスを提供できる反面、決定や行動に柔軟性を欠く場合があります。

これに対して、NPOの活動は、民間の自発性に基づく非営利の活動であることから、形式的な公平性や手続的な公正性、利潤の追求にとらわれず、特定の分野に限りサービスの提供ができます。つまりは、行政には手が届かない、また採算ベースに合わないために企業も行えない先駆的・冒険的な活動ができるメリットがあります。

また、利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的なミッション（使命）を達成することを目的にした組織であり、法人格の有無や種類を問わないものといえます。

なお、NPOは、役員・有給スタッフ・無給のボランティアなどで構成されるケースが多く、組織として得た利益を関係者に分配しなければ、有給スタッフの有無は問題となりません。



② ボランティア

ボランティアとは、「個人が善意で行う無償の活動」のことです。個人が集まり、会則などを作成することや、活動報告などをする段階になった場合は、ボランティアグループやボランティア団体ということができます。

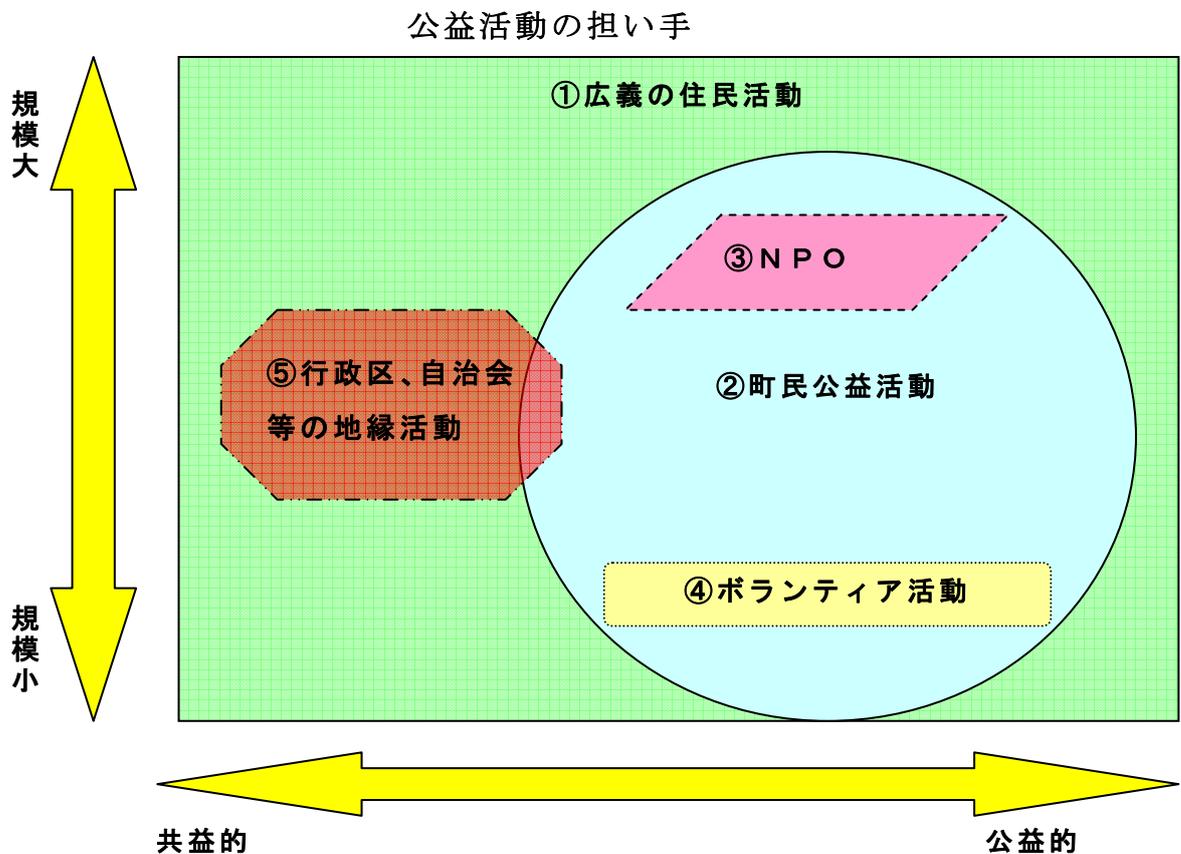
なお、NPOとボランティアの関係は、組織と個人という観点から、企業とそこに勤める従業員の関係に類似しますが、NPOにはボランティアという無報酬でか

かわる人がいる点で、企業とは大きく異なります。

③ 地縁組織

本町では、行政区や自治会などが地縁組織に該当しますが、これらの組織は地域性が強く、特定の地区住民のための活動が中心となっています。

しかし、行政区や自治会などが、地域内の相互扶助活動（共益的活動）にとどまらず、地域にとらわれない多くの町民皆さんの利益につながる公益的活動を行った場合、それは公益活動として位置付けることができます。



- ① 『広義の住民活動』⇒住民が行う活動で趣味・教養・スポーツなど公益・共益・私益すべてを含むさまざまな活動
- ② 『町民公益活動』⇒NPOやボランティア活動など町民皆さんの自主的・自立的、公益的、非営利的な社会貢献活動
- ③ 『NPO』⇒非営利で継続的な活動を行う組織
- ④ 『ボランティア活動』⇒個人が自主的に行う無償性の活動
- ⑤ 『地縁活動』⇒行政区・自治会など特定の地域のために行う活動

2 公益活動促進の意義

公益活動は、少子・高齢化、情報化、国際化の進展など、近年の社会経済構造が大きく変化し、町民皆さんの意識が物質的な豊かさから心の豊かさを追求する傾向が強まる中で、多様化・複雑化するニーズに対応する新たな社会システムとして、重要な役割を果たすものと期待されていますが、このような公益活動を町として促進していくことには、以下のような意義があります。

(1) 町民の社会参加意識の高まりへの対応

社会の成熟に伴い、町民皆さんの社会参加に関する意識が高まっています。このような町民皆さんの意識の変化に対応し、多様な社会参加を実現する場として、公益活動を促進することにより、生活に生きがいや充実感をもたらすことが期待されます。

(2) 多様な町民ニーズへの対応

社会経済構造が大きく変化するとともに町民皆さんの町に対するニーズが多様化・複雑化し、既存の行政サービスだけでは十分な機能を発揮することが困難になっています。こうした状況の中、公益活動には、柔軟性、迅速性、多様性などの特性があることから、町や企業では十分に対応しきれない分野でその力を効果的に発揮することができます。

また、公益活動の活発化により、町民・企業・町の役割分担が再認識され、町が真に責任を持つべき領域が明らかになることから、行政運営の効率化が図られることが期待されます。

(3) 地域における新たな社会経済活動の主体

公益活動は、上記(1)、(2)のような特性から、今後、量的にも質的にも発展することが期待されます。このことは、地域における新たな経済活動の主体として、新たな雇用を創出し、さらには地域の連携や活性化をもたらし、活力あるまちづくりの実現につながるものと期待されます。

3 公益活動団体の現状

本町のボランティアグループは、27グループ(別表参照)あります。その他にも、町や既存の組織に関わることなく独自に活動する団体や町が生涯学習施策の一つとして実施している「みんなの先生」という個人の知識や技術を提供する人材登録制度に登録している個人の方もいます。

さらに、本町では、地縁組織としての自治会・町内会単位を集約し、新たに町と地域との連携を図るための組織として21の行政区を設けており、自主的な住民自治活動を推進する組織として地域に根差した活動を積極的に行っています。

このように様々な団体がありますが、指導者の不在や団体内の「思い」の違いにより、活動の停止や分離を繰り返すもの、また、新たな活動に転換するものなどがあり、その実態は流動的です。

本町のボランティアグループの現状（平成16年4月1日現在）

愛川町ボランティア連絡協議会加入団体	5団体
読み聞かせグループ	13団体
ふれあいサロングループ	4団体
その他	5団体

4 町による支援の考え方

町と公益活動団体が協働するにあたっては、相互に主体性を尊重しつつ、対等の関係のもとで、協力・協調していく必要があります。しかし、本町では、公益活動の事例が少なく、また、公益活動団体の多くが人的・物的に小規模であることを踏まえ、町として財政的支援、施設の提供を含めた環境の整備、情報の提供などの支援を行うことが必要です。さらに、支援施策を進めることで、町と公益活動団体との対話や交流機会が増え、間接的に協働が図られ、結果的に公益活動団体の自立につながることが期待されます。

しかし、町による過度の支援は、公益活動団体の自主性、自立性を損ない、公益活動の本来の特性を失わせるおそれがあることから、過度の支援は行わず、あくまで団体の自主性・自立性を助長するための施策が必要となります。

(1) 財政的支援のあり方

条例第26条第1項では、「町民公益活動団体に対し、その活動を促進するため、必要に応じて予算の範囲内で、財政的支援を行うことができる」と規定しています。

現在、町内の公益活動団体の多くは、財政規模が小さい団体で、活動の無報酬性を掲げるボランティアグループが多いのが現状です。こうした公益活動は、本来、活動者の「思い」でなされ、補助金に頼ることなくその活動が継続されるべきですが、現実には、補助金は団体にとって会費に次ぐ重要な資金源となっています。

しかし、このような補助金の中には、「組織維持のための補助」と思われる一律的で慣例的なものもあり、かえって不公平感を招いている場合もあります。

今後、公益活動団体への補助金は、その財源が町民皆さんの税金でまかなわれていることを十分認識したうえで、活動の目的や公益性、事業計画や予算の合理性、効果などを総合的に審査し、予算の範囲内で支援を行います。このため、団体に加入していない個人ボランティアとのバランスも考え、また、納税者の立場からも、支援の手続きなどを公開し、公正、公平に評価する仕組みが必要です。

また、行政区、既存のボランティアグループや各種団体など、個別に補助を行っている団体については、公益活動団体として登録は可能ですが、財政的支援については、補助の重複になるため、既存の活動分野においては、基本的に本支援制度に係る財政的支援の対象外となります。そして、将来的にはこのような既存の補助団体への補助制度を整理し、公益活動の支援制度に一元化することで、一律の基準により、支援の適正化を図れるよう検討していく必要があります。

なお、今後は、公益活動団体としても、活動を継続し「思い」を遂げるために、また、利用者に継続的な活動を約束するために、利用者から交通費などの必要経費を徴収するなど有償活動や自主事業の拡大も視野に入れて活動する必要があります。

(2) 環境整備のあり方

条例第26条第2項では、「町は、町民公益活動の促進のために必要な環境の整備に努めるものとする」と規定しています。

現在、本町では、団体の事務的な活動場所として、公民館の利用が多く見受けられ、特にレディースプラザの利用が多い状況ですが、公益活動を行うための専用スペースは設置されていません。

公益活動を活性化するためには、人と人とのネットワークづくりが重要であり、各団体間の交流を促進する場、公益活動団体が相談をする場など団体を支援する総合的な拠点が必要です。

そして、このような拠点は、ネットワーク支援機能としてボランティアだけでなく、公益活動を目的とする方であれば、幅広く使用できるものであることが望まれ、これらの機能を果たすためには、コピー機などの印刷関連機器、FAX、パソコン、通信機器などの諸設備が必要となります。

また、将来的には、公益活動サポートセンターとして位置付け、町の規制にとらわれず、公益活動団体の相談やコーディネート、さらには町との調整などを行うことができる民間団体が、自ら運営をしていくことが望まれます。

(3) 情報発信のあり方

現在、町では、公益活動の促進に関する情報発信体制は十分整備されておらず、ボランティアグループの主な情報源は、町や関係者からの「クチコミ」であり、人そのものが情報媒体となっているため、異なる分野間の交流が少ないのが現状です。

このような実態を踏まえると、各団体の活動情報を積極的に発信し、団体間の交流を図り、また、これらの情報を新たに活動を始めようとする人へ提供することにより、公益活動を促進する必要があります。

今後、公益活動を広く町民皆さんに理解いただくためにも、専用ホームページの開設や広報誌の利用など、公益活動の関連情報を誰もが閲覧できる多様な情報発信体制の整備が重要であり、情報を一元的に登録管理し、絶えず更新するなど情報整理に関する仕組みづくりも必要です。

(4) 人材育成のあり方

一般的に公益活動の課題として挙げられるのは「人材」に関する項目です。その主なものは、「後継者不足」、「会員の固定化」、「会員の高齢化」、「リーダー不足」などです。

しかし、資金不足や人材不足に悩まされている公益活動団体にとっては、これらの課題を解決するための研修や人材育成を独自に行うことは難しいため、町による人材育成に係る支援措置が重要となります。

① 講演会・研修会等

一般的に、ボランティア団体の多くが、講演会などを契機にグループ化されることを考えると、公益活動団体が一堂に会し、交流を通じて、互いの経験を共有し、意識を高め合う場として、また、人材発掘の場として講演会や研修会などの開催が必要です。

しかし、町の主催する講演会では、参加することが団体役員の役割として捉えられ、参加者が特定化する傾向があります。この問題を解決する方法として、実際に地域で汗を流している活動者を講師に迎え、互いにそのネットワークを広げていく手法や公益活動団体主催の催しを町がバックアップする手法を取り入れるなど、その開催にも工夫が必要です。

② 若者の参加

活動者の高齢化という意味では、若い活動者を育成することが重要です。そのため、教育委員会とも連携し、生徒・児童が地域活動やボランティア活動などに参加

できる仕組みづくりが必要です。現在、町では、学校の授業の一環として、高校生が積極的にボランティア活動などに参加し、身近な地域社会との交流を図ることを目的としたボランティア活動協定を県立愛川高校と締結しており、若い活動者の人材育成としてその活躍が期待されます。

③ リーダーの育成

公益活動団体は、リーダーの強力な指導力により、組織・運営されるケースが一般的です。その一方では、リーダーに特定の事務、責任を集中させてしまう（任せきりになる）傾向があり、その負担のためリーダーを辞めてしまう人も多く、また、リーダーとなる人が不足しているのが現状です。そのため、リーダーとなるべく貴重な人材を育成するためには、専門の研修の実施やリーダーの負担や責任を分散させるための一般活動者への意識啓発が必要です。

④ コーディネーターの育成

現在、町には、公益活動団体の活動や組織運営について、専門的に助言や指導するなどのコーディネート機能が不足しています。

そのため、活動の需要と供給を調整し、さまざまな問題解決のために、町民と町、町民と公益活動団体、公益活動団体と公益活動団体をつなぐコーディネーターとなる人材の育成が必要です。

⑤ 定年後の社会参加

高齢化の進展とともに、定年後は人生の余禄ではなく、新たな人生の出発点であるとも言われます。個人と地域の関わりが薄れる一方、個人がそれぞれの好み、関心に応じて主体的に活動したいという志向や社会の一員として役立ちたいという意識の高まりと共に、今後ますますシニアの社会参加活動が注目されています。

そこで、社会参加、特に、地域活動に溶け込むためには、地域住民同士の交流の機会や身近な活動への参加機会（きっかけ）を増やす仕組みづくりが必要です。こうしたことを通じ、定年後の活動として、これまで培った知識や経験を生かし社会貢献することへの期待が高まっています。

5 公益活動団体と町との協働

条例第24条では、「町民等及び町民公益活動団体と協働して自治運営を行う」と規定しています。

「協働」とは、町と公益活動団体が、共通の課題領域に関して、目的意識を共有し、相互に特性を認識・尊重しつつ、それぞれの責任のもとによりきパートナーとして協力・協調することを意味します。

これまで非営利・公益活動の主たる担い手は、町でしたが、町のみが非営利・公益活動を担うのではなく、町の活動領域を開放することで、協働の機会を広げることができます。すなわち、これまで町が行ってきたサービスのうち、町以外でも提供できるものについては、公益活動団体の積極的な参入を推進することで、町と公益活動団体との協働を実現する必要があります。

(1) 協働の要件

- 非営利・公益活動の分野であること。
- 共通の課題領域であること。
- 目的意識を共有すること。
- 自主性・自立性を確立すること。
- 相互に特性を認識し、尊重しあうこと。
- 相互に対等の関係にあること。

(2) 協働の仕組みづくり

協働の仕組みづくりとしては、町と公益活動団体が協働するための理念の確立や条件整備を進めることが重要です。また、公益活動団体の自立を促進するための支援策も協働を進めるための条件整備のひとつとして考え、積極的に展開していく必要があります。

① 共通の課題領域と相互認識

協働が成立するためには、町と公益活動団体に共通の課題があることが前提となります。そして、その課題について目的意識を共有し、相互に特性を認識・尊重しあうことが重要です。そのためには、意見交換の場や情報提供・共有のシステムづくりなどが必要です。

② 支援施策の実施

公益活動団体が自立することは、協働の前提です。財政的支援や環境の整備、情報の共有、人材育成などの支援施策は、公益活動団体の自立を促し、協働の促進に有効な手段であるため、積極的な支援施策の展開が必要です。

③ 協働事業の実践

協働事業の実践としては、今まで町のみが行ってきた事業に対し、町と公益活動団体が協働で事業を進める仕組みづくりが必要です。これにより、公益活動団体の柔軟性、迅速性、専門性などの特性を生かし、従来よりもサービス量の拡充や質の向上が期待できます。

その実施形態には、公の施設に係る指定管理者制度（地方自治法第244条の2）や事務委託、企画提案型協働事業など様々な実施形態があるため、個々の事業に適したものを検討する必要があります。

《おわりに》

愛川町自治基本条例がスタートし、今後、公益活動の支援に係る具体的な取り組みを推進するため、「基本的な考え方」では、公益活動の支援に関して政策的位置付けを明確にし、公益活動に関する施策を体系化することで、各部局間の連携が図られること、さらには、町民皆さんと町との共通認識を図るために策定したものです。

そして、公益活動の実態は、社会情勢の変遷とともに移り変わることが見込まれることから、町の施策もこれに対応していく必要があります、この「基本的な考え方」についても、随時必要な見直しを行うものです。

《参考条文（愛川町自治基本条例抜粋）》

第5章 町民公益活動

（町民等及び町民公益活動団体との協働）

第24条 町は、町民公益活動の自治運営に果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重し、町民等及び町民公益活動団体と協働して自治運営を行うよう努めなければならない。

（町民公益活動の定義）

第25条 前条に規定する「町民公益活動」とは、町民等の自主的かつ自立的に行われる、非営利で、公共の利益に寄与する活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（町民公益活動の支援）

第26条 町は、町民公益活動団体に対し、その活動を促進するため、必要に応じて予算の範囲内で、財政的支援を行うことができる。

- 2 町は、前項に定めるもののほか、町民公益活動の促進のために必要な環境の整備に努めるものとする。
- 3 町は、町民公益活動に対する支援の公平性及び透明性を確保するため、支援の手続に関する書類等を公開しなければならない。

問い合わせ先

総務部企画政策課企画政策班

電話 285-2111

FAX 286-5021

メール seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp



愛 川 町